

## ○広島大学こすもす保育室運営要領

(平成 26 年 3 月 12 日理事(財務・総務担当)決裁)

### (趣旨)

- 第 1 この要領は、広島大学こすもす保育室要項(平成 26 年 3 月 3 日学長制定。以下「要項」という。)第 11 の規定に基づき、広島大学こすもす保育室(以下「保育室」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項に規定する保育室の運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (入園の要件)

- 第 2 保育室を利用することができる者は、勤務、疾病、家族構成等の事由により、その保育すべき乳幼児を家庭で保育することができない者とする。ただし、感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 1 項に規定する感染症をいう。以下同じ。)その他の疾患等を有する乳幼児については、入園を制限することができる。

### (利用期間)

- 第 3 保育室の利用期間は、常時保育にあつては 1 年度毎、一時保育にあつては 1 月毎を単位とする。
- 2 前項の単位を超えて引き続き利用しようとするときは、改めて第 4 に規定する入園の申込みを行い、その許可を受けなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、配偶者(性の多様性に関する理念と対応ガイドライン-LGBT 等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指して(令和 4 年 12 月 27 日役員会承認)に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。以下同じ。)が求職活動をしている場合の常時保育の利用期間は、入園する日から起算して 90 日を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、入園する日が属する年度を超えることはできない。
- 4 前項の場合において、利用期間中に配偶者の就労が決定し、第 4 に規定する配偶者の就労証明書が提出された場合の利用期間は、入園する日の属する年度の末日までとする。

#### (配偶者が求職活動をしている場合の常時保育の利用)

- 第 3 の 2 配偶者が求職活動をしている場合の常時保育の利用は、1 年度につき 1 回に限るものとする。

### (入園の申込み)

- 第 4 保育室の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、常時保育にあつては理事(霞地区・教員人事・広報担当)(以下「理事」という。)が指定する日までに、一時保育にあつては、原則として利用を希望する日の 2 月前から 2 週間前までの間に、次の表に掲げる書類を添えて、理事の定める方法により入園の申込みをしなければならない。

利用希望者	区分	書類
職員	常時保育	配偶者の就労証明書(別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2)(ただし、配偶者が本学の職員である場合は、提出を要しない。)
	一時保育	(1) 配偶者の就労証明書(別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2)(ただし、配偶者が本学の職員である場合は、提出を要しない。) (2) こすもす保育室利用計画書(別記様式第2号の1又は別記様式第2号の2)
学生	常時保育	配偶者の就労証明書(別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2)又は配偶者の在学証明書(ただし、配偶者が本学の職員である場合は、就労証明書の提出を要しない。配偶者が本学の学生である場合は、学生証の写しをもって在学証明書に代えることができる。)
	一時保育	(1) 配偶者の就労証明書(別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2)又は配偶者の在学証明書(ただし、配偶者が本学の職員である場合は、就労証明書の提出を要しない。配偶者が本学の学生である場合は、学生証の写しをもって在学証明書に代えることができる。) (2) こすもす保育室利用計画書(別記様式第2号の1又は別記様式第2号の2)
その他理事が必要と認められた者	常時保育	(1) 配偶者の就労証明書(別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2) (2) 保育を必要とする任意の理由書
	一時保育	(1) 配偶者の就労証明書(別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2) (2) こすもす保育室利用計画書(別記様式第2号の1又は別記様式第2号の2) (3) 保育を必要とする任意の理由書

(入園の許可等)

第5 理事は、第4に規定する入園の申込みがあったときは、収容定員の充足状況等を勘案の上、入園の許可又は不許可を決定する。

2 理事は、入園を許可したときは、こすもす保育室入園許可通知書(別記様式第3号)により利用希望者に通知する。

3 理事は、入園を許可しなかったときは、こすもす保育室入園不許可通知書(別記様式第4号)により利用希望者に通知する。

(入園辞退)

第5の2 入園を許可された利用希望者が入園を辞退するときは、理事に申し出なければならない。

2 理事は、前項の申出があったときは、入園の許可を取り消すものとし、こすもす保育室入園許可取消通知書(別記様式第5号)により利用希望者に通知する。

(許可の取消し)

第6 理事は、保育室への入園を許可された乳幼児(以下「園児」という。)の保護者等(以下「保護者等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、入園の許可を取り消すことができる。

(1) 入園の申込みに当たり虚偽の記載等があったとき。

(2) 保育室の信用を傷つけ、又は秩序を乱したとき。

(3) 保育料金その他保育の実施に要する費用の支払いを引き続き2月以上滞納し、期限を定めた督促に応じないとき。

(4) その他入園の許可の取消しが適当と判断される時。

2 理事は、入園の許可を取り消すときは、こすもす保育室入園許可取消通知書(別記様式第5号)により保護者等に通知する。

(保育料金の徴収方法等)

第7 保育料金の算定は、入園又は退園した日の属する月を含むものとし、日割り計算は行わないものとする。

2 保育料金は、後納とし、毎月徴収するものとする。

3 要項第7第1項の表の保育料金の欄に掲げる年齢は、園児が入園する日の属する年度の初日の前日における満年齢(以下この項において「入園時年齢」という。)をいい、当該年度の中途において当該園児の年齢が移行しても、当該年度中は入園時年齢とみなす。

4 月の全日において利用実績のない者については、その月の保育料金は徴収しないものとする。

(保育料金の納付方法)

第8 保護者等は、保育料金を広島大学(以下「本学」という。)から保育室の運営を委託された業者(次項において「委託業者」という。)に、所定の期日までに納付しなければならない。

2 委託業者は、前項の規定により納付された保育料金を、本学が定める方法により納付しなければならない。

3 既納の保育料金は、原則として返還しない。

(利用計画)

第9 保護者等は、原則として毎月25日までに、翌月の利用計画についてこすもす保育室利用計画書(別記様式第2号の1又は別記様式第2号の2)により、理事に提出しなければならない。

(長期欠席)

第10 保護者等は、やむを得ない事由により園児を引き続き1月を超えて欠席させるときは、

原則として欠席を開始する前月の25日までに、こすもす保育室長期欠席届(別記様式第6号)を理事に提出しなければならない。

- 2 理事は、保護者等又は園児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該園児を長期欠席させることができる。
  - (1) 園児が感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあり、他の園児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
  - (2) 保護者等が規則等に違反したとき。
  - (3) その他園児の通園が適当でないと認められるとき。

#### (健康診断)

第11 理事は、春と秋の所定の日に、園児に対する定期健康診断を実施するものとする。

- 2 定期健康診断は、次に掲げる項目について実施する。
  - (1) 身長
  - (2) 体重
  - (3) 栄養状況
  - (4) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
  - (5) その他の疾病及び異常の有無
  - (6) その他必要と認める項目
- 3 前項に定めるもののほか、歯・口腔検査及び眼病検査を年1回程度実施するものとする。
- 4 理事は、感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症に罹患している疑いがある園児の保護者等に対し、当該園児に医師の診断を受けさせるべき旨を勧告するものとする。

#### (損害賠償)

第12 保護者等は、当該保護者等又は園児が、故意又は過失により保育室の施設等を滅失し、破損し、又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害の全部若しくは一部を賠償しなければならない。

#### (退園手続)

第13 保護者等は、保育室の退園を希望するときは、原則として退園する日の1月前までに、こすもす保育室退園届(別記様式第7号)を理事に提出しなければならない。

#### (保育室の活用)

第14 保育室は、本学の学生の実習等に活用することができるものとする。

#### (雑則)

第15 この要領により難しい場合は、その都度、理事に協議するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月12日 一部改正)

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成30年1月22日 一部改正)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月15日 一部改正)

この要領は、平成31年4月15日から施行する。

附 則(令和元年10月1日 一部改正)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月26日から施行し、この要領による改正後広島大学こすもす保育室運営要領の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月6日から施行し、この要領による改正後広島大学運営要領の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別記様式第1号の1(第4関係)

就労証明書

[別紙参照]

別記様式第1号の2(第4関係)

就労証明書(英文)

[別紙参照]

別記様式第2号の1(第4及び第9関係)

こすもす保育室利用計画書

[別紙参照]

別記様式第2号の2(第4及び第9関係)

こすもす保育室利用計画書(英文)

[別紙参照]

別記様式第3号(第5第2項関係)

こすもす保育室入園許可通知書

[別紙参照]

別記様式第4号(第5第3項関係)

こすもす保育室入園不許可通知書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 5 の 2, 第 6 第 2 項関係)

こすもす保育室入園許可取消通知書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 10 第 1 項関係)

こすもす保育室長期欠席届

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 13 関係)

こすもす保育室退園届

[別紙参照]